

ID: 5463

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	指定確認検査機関が交付した確認済証の失効措置		
法令名 根拠条項	建築基準法第6条の2第6項		
法令番号			
【基準】 建築基準法第6条の2（国土交通大臣等の指定を受けた者による確認）の規定による			
備考	行政手続法第13条第2項第3号の規定により、事前手続は行わない。		
設定年月日	平成29年10月1日	最終変更年月日	平成29年10月1日